

○医家向け医療用具の取引の適正化について

(平成四年一月二六日)

(健政発第七五一号・薬発第一一五八号・保発第一〇六号)
(各都道府県知事あて厚生省健康政策・薬務・保健局長連名通知)

標記については、本日、別添写のとおり、関係団体あて通知したところですが、貴職におかれても、その趣旨を十分御了知の上、医家向け医療用具の取引の適正化につき一層のご指導をいただきたくお願いします。

別添

医家向け医療用具の取引の適正化について

(平成四年一月二六日 薬発第一、一五七号・保文発第)

(第七八六号)

(日本医療機器関係団体協議会会長あて厚生省薬務・保険)

(局長連名通知)

医家向け医療用具の取引については、その適正化に向け従来より関係業界各位の自覚を促してきたところでありますが、今般、ペースメーカーの医療機関への納入に絡み不正な取引が判明したことは誠に遺憾であります。このような行為は適正な流通を阻害することから好ましくなく、また、保険医療という公的な枠組みの中で用いられる医家向け医療用具の正常な市場価格の形成を歪め、適正な価格設定に対する支障となり、ひいては医家向け医療用具産業全体に対する国民の信用を失わせるものであります。

このような事情を考慮され、特に医家向け医療用具の販売にあたっては、医療担当者等に対する当該医療用具の取引を誘引する手段としての金銭の提供や海外旅行に関する援助等を行わないように貴会会員に周知徹底し、また、今回の問題を業界全体の問題として真摯に受けとめられ、医療用具の生産、輸入、販売という重要な社会的役割を担うものとして、今後社会の批判を受けることのないよう厳しく対処されることを要請します。

さらに、業界全体として景品類の提供等販売方法に関する諸問題について検討を加え、医療用具の流通を適正化するとともに正常な市場価格の形成を歪めることのないようその改善方を早急に取りまとめられるようお願いいたします。

別添

医家向け医療用具の取引の適正化について

(平成四年一月二六日 健政発第七五一号・保文発第)

(七八七号)

((社)日本医師会会長あて厚生省健康政策・保険局長連)

(名通知)

医家向け医療用具の取引に関して、今般、ペースメーカーの医療機関への納入に係る不正な取引が判明したことを受け、別添のとおり、関係業界に指導を行ったところであります。このような行為は適正な流通を阻害することから好ましくなく、また、保険医療という公的な枠組みの中で用いられる医家向け医療用具の正常な市場価格の形成を歪め、適正な価格設定に対する支障となるのみならず、ひいては医療関係者及び医療機関に対する国民の信用を失わせかねないものであります。

前記事情を十分ご考慮のうえ、貴会会員に対する周知徹底方お願いします。

別添 略